

入札心得

(指名競争入札 工事委託用)

(総則)

第1条 函館市企業局が発注する各種契約の入札に当っては、関係法令等別に定めるもののほか、この心得を承知してください。

(入札保証金)

第2条 入札保証金は、免除します。

(入札の方法)

第3条 入札参加者は、作成した入札書を封筒に入れ、定刻までに提出~~(入札箱に投入)~~しなければなりません。

~~なお、封筒は、糊付けしないでください。~~

~~(工事費内訳書)~~

~~第4条 建設工事の最初の入札(1回目の入札。以下「初回入札」という。)に際しては、入札書に記載される金額に対応した工事費内訳書(以下「内訳書」という。)を入札書とともに封筒に入れ入札箱に投入してください。なお、再度入札(2回目以降の入札)については、内訳書の提出は不要です。~~

(入札代理)

第5条 入札参加者は、代理人を入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前にその旨を証する委任状を入札執行者に提出しなければなりません。

2 代理人は、当該入札について2人以上の者の代理をすることはできません。

(入札の辞退)

第6条 指名を受けた者は、落札者の決定前までは、申し出によりいつでも入札を辞退することができます。

なお、入札辞退を理由に以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

(公正な入札の確保)

第7条 入札者(代理人を含む。以下同じ。)は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する不正な行為を行ってはなりません。

2 入札者は、入札に当っては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格または入札意思について、いかなる相談も行わず、独自に入札価格を決めなければなりません。

3 入札者は、落札者の決定前に他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(入札書の書換え等の禁止)

第8条 入札者は、その提出した入札書を書換え、引換え、または撤回することはできません。

(無効入札)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札(文字の誤脱、汚染、と抹または改ざん等)

(2) 入札書の記載金額を訂正した入札

(3) 入札者の記名押印のない入札

(4) 同一事項に対して、同一入札者から同時になされた2通以上の入札

(5) 最低制限価格を下回った入札

~~(6) 建設工事の初回入札において、内訳書の提出のない入札~~

~~(7) 建設工事の初回入札において、次のアからエまでのいずれかに該当する内訳書が提出された入札~~

~~ア 未記載である内訳書~~

~~イ 工事名を確認できない内訳書~~

~~ウ 入札者の記名押印のない内訳書~~

~~エ 工事価格(合計欄)記載金額と入札書記載金額が不一致である内訳書~~

(8) 前各号のほか、函館市企業局契約規程または特に指示した入札条件に違反している入札

(開札)

第10条 開札は、入札の終了後直ちに入札者の面前で行います。

(再度入札)

第11条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者入札者をもって再度入札を行います。
ただし、第9条第6号または第7号に該当する入札をした者は、再度入札に参加できません。

2 再度入札の回数は、2回までとします。

(落札者の決定)

第12条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、落札決定にあつては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(1円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた額)をもって落札金額(契約金額)としますので、入札者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する額(消費税および地方消費税相当額を含まない額)を入札書に記載してください。

2 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、~~くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。(くじ引きを辞退することはできません。)~~

(契約の締結等)

第13条 落札者は、特に指示した場合を除き、落札の通知を受けた日から7日以内に契約を締結しなければなりません。

2 落札者が函館市企業局暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けた場合は、契約を締結しません。

3 落札者が当該入札に係る契約を締結しないとき(前項の規定による場合を含む。)は、落札金額により年額を算出しその額の100分の3以上の違約金を徴収します。

(契約保証金等)

第14条 契約保証金は、免除します。

(不正行為に伴う損害賠償等)

第15条 入札に関して談合等の不正行為があつた場合は、契約で定めるところにより契約を解除することがあります。この場合においては、契約を解除するか否かを問わず、賠償金として契約金額の10分の1に相当する額を徴収します。

(その他)

第16条 この入札心得は、随意契約について、見積心得として準用します。

[問合せ＝函館市企業局管理部経理課 工事委託契約担当 TEL (0138) 27-8722]